

197 / 年第 94 回 宜野湾市議会 (臨時会) 会議録

1. 10月20日(第 / 日) ^後 午後 2 時 5 分開議
 午後 2 時 42 分散会

2. 出席議員 (2 / 名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 榎 原 康 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次 郎

3. 欠席議員 (/ 名)

6番 福 福 仁 正

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	給 役 沢 城 安 一
収 入 役 伊 佐 雅 仁	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 雅 仁
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 宮 城 正 光
産 工 課 長 伊 佐 雅 仁	部 計 課 長 伊 佐 雅 仁
建 設 課 長 伊 佐 雅 仁	消 防 長 伊 佐 雅 仁
固 定 費 課 長 伊 佐 雅 仁	
評 議 室 長 伊 佐 雅 仁	

水道部長 ~~仲村春盛~~

営業課長 奥里将弘

会計課長 天久 寅

工務課長 ~~金城健一~~

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅

議事係長 島袋 真由 書記 仲村 春夫

書記 比嘉 定治

6. 議事日程 (第 / 号) 1971 年 10 月 20 日 (金 曜)

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案第 21 号 1972 年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算(才 1 回) (建設委員長報告)
日程第 4	議案第 20 号 1972 年度宜野湾市一般会計補正予算(才 3 回) (財務委員長報告)

議長

又今から第94回、宜野湾市議会臨時会を開会いたします。(午後2時5分)

議長

直ちに本日の会議を開きます。

議長

本日の日程はあてもとに配布してあります。議事日程表(第1号)のとおり進めてまいります。

議長

日程の第1、会議録署名議員の指名を行います。

議長

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長において、9番の宮里敏行君、16番の武島行男君を指名いたします。

議長

日程の第2、会期の決定についてを議題といたします。

議長

今期臨時会の会期は、本日、1日尚と、いたしました。と思っております。御異議

まじりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、今期臨時会の会期は1日間と決定をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時8分)
再開いたします。(午後2時8分)

議長

日程の第3議案第8号、1972年度、宜野湾市水道事業会計追加更正予算を上程いたします。

議長

本案につきましては、10月15日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託して、審査を依頼してありましたか、審査を終了いたしました。報告書がまゝであります。暫く休憩をいたします。本報告書を朗読いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時9分)
再開いたします。(午後2時10分)

議長

建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

議案第21号、1972年度、宜野湾市水道事業会計追加更正予算につきましては、建設常任委員会に付託されておりまして、その審査の経過、結果を報告いたしましたと思っております。本水道事業の追加更正予算は主に資本的支出の工事請負費の約55,000,-円でござります。その工事箇所につきましては、野嵩の1部と、それから井如古、真栄原向の増設工事であります。野嵩の方は部落の東側の、前、農道でござりましたか、現在家が密集してござります。それから、井如古と真栄原の地域の方は、現在、井如古の後側と、そして前の、いわゆる、井如古のランドリー通り、2箇所、本管が敷設されておりますか、あまりにも距離が遠く、5号線と、5号線沿いにも、この本管を増設したと、言うのか、この更正の目的のようござります。そこで我々委員会としては、営業課長の出席を求め、意見を聴取いたしましたので、妥当であると言う結論をなしまして、原案どおり可決すべきものと、決定されております。以上のとおり報告を、終りましたと思

「まお。

議長

本案に対する質疑を許します。

議員

他に質疑のた「ようでありまうので
質疑を終りた「と思「まおか。御異議
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑を終り
併せて委員長の報告を終ります。

議員

本案に対する討論を行「まお。

議長

討論を省略「たしな「と思「まお
か。御異議ご「まおせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議員

御異議ありませんので、討論を省
略「たしまして表決に付します。

議長

本案に対する委員の報告は可決であります。本案は委員の報告のとおり決すことに御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

御異議ありませんので委員の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議長

次、日程の第々、議案第80号、1972年度、宜野湾市一般会計補正予算を議題といたします。

議長

本案は第93回の議会。去った10月15日の本会議にあきまして、総務常任委員会の方に付託、審査を依頼してありましたか。審査が終了いたしました。報告書がまわっております。暫く休憩をいたしました。本報告書を朗読いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時15分)
再開いたします。(午後2時17分)

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務委員会における審査の経過について御報告申し上げます。既に御承知のとおり議案第80号、この一般会計の補正予算案は3市村の合併を前提としたとこの追加、特に出来高が、歳入をしばり出しまして、そして建設事業にあてていくんだと、又議会として建設事業にあてるべきかと、

言うような指摘に対して、当局が積極的に、その姿勢を示めたとこの、予算案でございまして、考えてみると、膨大な事業費になっております。この膨大な事業費が果して年度内に十分、執行、消化出来ようかどうか。その辺にございまして、

疑問がございまして、委員会といたしましては、折角、これだけの、膨大な建設事業費を予算計上してあっても、年度内に消化できなかったら、何ものいんじやないかと、言いたような立場から、当局に対して、この執行出来ようかどうか、

その点も十分たずねたから、審査に入った次第でございまして、それによりまして、当局もたずね、従来はたず

大型予算、大型事業費であります。そこで
従来りょうな独断で設計、見積りや
つあったんじや、どうしても年度内には執行
出来たりので、その中から外注が出来た
分に、つては設計を外に発注したしまし
て、それにゆだねて、一応は促進をして
いくと、言うようなことがござりましたの
で、一応了解の上で、中味には、つた
訳でござります。そこで委員会におきまし
て、もっとも向題にござりましたのか、附
帯意見の中に意見として指摘してあり
ますと、この工事請負費、工事個所でこ
がります。この工事請負費の中の、工事個
所は大謝名の双号線、浴線の排水、
下水工事であります。これは去つた予
算議会におつても向題がござりまして、
そして否決された個所でござります
す。その面につきましても、委員会として
は、十分議会の意思を尊重して
然るべき措置をとったかどうか、
そのめんから審査のポイントを絞つて
進めて来た訳でござります。その中
で、当然、議会としては、該工事個
所は單道路であるし、管理者が
軍である以上は、その責任にあつて、附
帯工事、その道路を維持出来る、側
溝下水は、当然、軍がやすべきであ
り、もし軍が出来たるとするならば、
琉球政府がやすべき性質の工事である

と、言うふうなことを十分意をくんでおいて、そして軍に対しても、その後、直接、間接的にあつたようであつたところから、
と、この方向をこうといたしても、来年に復歸をおかえまして、基本施設であつたとこの、排水工事、その他構造施設については、これは軍はやさうなると、日本政府がやるべきであつたと、言うふうなことで受けたうな様であります。道路に穴があつたとか、車は維持修繕と云つたようなことであつたのは、当然、管理者であるところの軍がやさんだか、そのような構造施設については、これは軍では出来ないと、言うふうなことで再三にわたつて断つたやうな様であります。そこで早速政府におあつたりまして、該工事にについては、政府としてもやつてもおつたうなと、言うふうなことを再三やつてあるやうでありますか、政府としてもやさうなとは言つたうなけれども、ところか近う将来、はつきり申し上げがなうなは、二、三年の向にはあそかく可能だうかと、出来たうなと云うふうなことを言つて、これ以上該工事を延ぶるには「かたう」ので、幸い今回の補正予算でやうと言うやうなことで、再計上してあるやうであつたうな。委員会といたしましては、少くは不満であるにしても、該工事箇所

の、地域の現状をうぶに調査して来た
ところ。やはり早急にやされたければた
された箇所であると、言うことか。の意
見の一致をみた次第でござります。
そこで政府や軍がこの近々将来にあ
って、やされたと言うことであらば、市
の単独事業としても、やむを得ないんじや
ないかと、言うふうな結論に達して
こけにつまましては、附帯意見のとおり
た、認めるとところか調査して
みると、延長が135mしか工事設
計は予定してない、と言うことになら
るとしよう。軍がやった箇所と、それか
市がこけかやろうと言うところの向
に17mですが、17mぐさか今個
人でやった暗渠がある訳なんです。こ
れをそのまま残して、こけを中断して、
除外してやる、と言うことになると、結
局、両側は十分排水口として、下水
口としての機能果すであらうけ
ども、中に個人が作ったところの、暫
定的な工事があつたために、又同じ
結果を繰返す、或は、その側溝
の機能を十分果しえなると、言
うたところに向題があつた訳で
あります。そこで幸にして当局も委員
会の指摘したとおり、こけは中断し
て、全線やされた、と、
言うことで135mプラス17mをやると

言うようたことにながっておりませう。そこで
委員会といたしまして、審査の過程にお
きまして、その問題がでて来ておりませ
うので、その取り扱ひについて、どう考
えようかと検討した訳であります。
その方法としては、只今、こゝの手に
附帯意見として出す方法、或は附帯
決議として、本会議に決議案として
出す方法、或は又、要望、或は当局
に議案を撤回して、今度又再提
案をすまうと言つたような方法が、
ありにも考へられた訳でございませ
うけれども、この方法としては、
附帯意見として、そして議事に報告
して然るべき措置をこうしてござい
ます。言う方法が好ましいと言つたこと
で、この様な附帯意見になつたよう
な次第でございませう。これは實質的
には修正の形になつております。とこ
ろが、款、項に變動があつたか、は、当然、
修正の対象になりますけれども、目、節
においては修正の対象にならなかつた
と、言うようたことで、法的に言うところの、
或は手続上の修正はなつておりませ
ん。従つて、原案とあり可決すべきで
あつて、言うようた結論と、尚、附帯意
見として、この分も修正して執行して
ございませうと、言うようた案も具申
いたしまして、報告いたした次第でござい
ませう。

尚、その他の面におきましては、皆様方の御質疑にお答えいたしましたこと可様に存じておりますので、よろしくお頼り申し上げます。

議長

本案に対する質疑を許します。

9番

歳入について一寸聞きたい訳でございます。現行の補正予算の中で計上された額は何月末現在の調定額であるか、それがその調定額、全額をおさるまでの、何パーセントの計上であるかどうか。

総務常任委員長

御説明申し上げます。尚、たゞの一面につきましては、当局に補足させたいと思っております。あつちの質問に対しましては、調定が71年の8月1日現在であるようであり、課長に説明させます。

税務課長

お答え申し上げます。今9番さんの質問の趣意は調定だと聞いております。

それはまた調定には、この補正について、また調定はとてございませぬ。すでに調定のつておるものによつてございませぬ。予想でございませぬ。

9番、

現行の補正額は調定額以外のことですか。

税務課長

そうですね。

9番、

皆さん方はどう言う基礎にもとづいて、これは徴税見込み額として予算計上してあるかどうか。

税務課長

これについては、市民税、市民税の場合には、一応、特徴、特別徴収の場合は調定出してございます。その他、今までの、ある程度の特徴が解りましたので、普通徴収は今賦課段階中でございます。

その中で、程度は出てくる見込みでござります。固定資産については、それも今、固定資産については、全て調定済みでございます。それは今、先程、9番さんか、質問があったとおり9月末の調定でござります。事業税については

これもまた調定は全てのものでござりません。不動産については左様でござります。法人については全て調定のものでござりますので、法人のものを補正と

して計出してごさいます。

9番.

前年度に比較した場合に、何パーセントの、皆さんの調定額を見積ってあさいますか。

税務課長

そのについては、また何パーセントかと言うことは計算は出してごさいません。

9番.

歳入面の把握状態にあつて納得にかたは款でごさいますけれども、現在10月でごさいます。現在、税法や市税条例におきましては、いつまでに調定する必要かごさいますか。

税務課長

調定については賦課してかゝい調定のせよと言うことで、ごさいます。

9番.

賦課はいつまでにやかはり款ですか。今、はっきりお聞きいたしますけど、税は、何税は見通してごさいますか。

税務課長

市民税の特徴は、ごさいます。

が、普通徴収については、10月15日から11月15日まで納期でござりますが、これは特別徴収。その事務に大分、時間がかかりまして、その事務が遅れてござりますので、それは条例とありの納期にはなっておりません。その他についてはこのようにやってござります。

9番、

今、あーしゃ、た市税、市民税、事業税、不動産取得税については、全調定かまだかと言うことですか。

税務課長

それについては、不動産と、不動産の個人に分については、また調定させてござりませんが、法人、外人については、調定はのせてござります。事業税については、個人については、全て、調定のせてござりますか。法人の場合は皆さまよくお解りのように申告納付でござりますので、その時々にたさなければ調定額は、きりしませんので、また事業税の調定は、法人に分についてはのせてござりません。

9番、

これかふみますと、こさには出ておりません。けれど、軽自動車税は、全く

皆さん方の、当初予算以外には考えが
ないか」と言う訳ですか。

税務課長

「や、これもある程度、増は見込んで
ごまかすか。また、は、きりした把握
ができてない」と言うことで、「くさかのの
り」は考えてごまかすか。

9番、

と言うことは、今、未調定の段階
で歳入に計上してありますのは、皆さん
方の執行にあつて、リソースが不安があ
るという感じかですか。普通の
状態ならば、当初予算を計上し、何
パーセントかをあさえて、調査完了後
にそう言った市税の見積りはやってあり
ますけれども、未調定の段階で、予
算計上した場合に、今度は上司に伺
います。執行に対してリソースの不安
もたす」と言うことは、は、きりお考えな
ってあつてますか。

助役

お答えします。調査を完全に終っ
てから予算の補正をやるというの
は、たしかに常道であると思つて
かしかし、今回は了市村の合併を
前提にしまして、一応、良野、遠平の全

地域に生れて来るとこの財源は、全
宜野湾市の地域に還元すると、そう
言うことでございまして、そういう意
味かある程度、例年の税の伸びか
と、それから前年度の実績等、数字
は確実な数字ではございません。

客観的な面も大分はございまして
けれども、この程度は要求出来ると、

そして、その分は建設事業にまわ
したと、言うような特殊の事業が
あつたために、一応このような補正
をしておりますが、これは12月、或は
3月にいって始めて調査を終つた
場合に、これと大分、見込みと違ふと
言うことであるならば、これは又補正
を必要とするかも知りませんけれども、

そういうことは今のところ予想した
と、言う考え方でございします。

9番。

と言うことは、現行に予算に計上さ
れた額は、普通は調査額の何パーセン
トをおさえて計上してありますけれども、

調査もまだは、きりしだり、けれども
見直しをつけて客観情勢が、合併と
言うのがあつたために、計上した趣旨は
解りますよ、しかし現在の今、殆んど建
設事業に振りわけされてありますので
金額、これに支障を期した場合は

という措置をとります。

助 役

「ゆゆ、歳入欠陥が生じてきた場合にと言うことでございませぬか、これは「ゆゆ、執行段階に於ては、一時に支出の増加、支出の行為の増加の行なわれざる訳ではありませんので、一応、これだけの建設事業をやるには、年度としては、相当、努力したければ「おたい」向題でありますので、執行出来る準備はしてあってございぬ。一応、負担行為においては、十分、予算の歳入の状況とをみきわめて執行段階にはうつつ、言う若くは注意して「きた」と、言うふうに考えております。

議 長

外に質疑もな「よう」でありますので質疑を打ち切りた「と思」いますか、御異議「ござ」いませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

御異議「ござ」いませぬので、質疑を終り本業に対する討論を行「ます」。

議長

討論を省略いたしましたと思っておりますが
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、討論を省
略いたしました。表決に付します。

議長

本案に対する委員報告は可決であ
ります。本案は委員報告とあり可決す
ることにより御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、委員報告
とあり決することにより決断をいたしました。

議長

以上を以て、第98回、宜野湾市議
会臨時会の日程は全部終了いたしてお
ります。大変御苦勞さんであります。
これを以て終了します。(午後2時40分)


閉会。

上記会議録の次第は、答配が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

昭和
1974年 7月31日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

武島行男 

議事録署名議員

喜屋敷行 